

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成30年4月1日作成)

| | | | |
|---------|--|------|----------------|
| 法令名 | 北海道立アイヌ総合センター条例 | | |
| 根拠条項 | 第8条 | | |
| 許認可等の種類 | 特別利用の承認 | | |
| 法令の定め | [北海道立アイヌ総合センター条例] 第8条 アイヌ総合センター資料の模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。 | | |
| 審査基準 | 次の各号の基準のいずれかに該当する場合は、特別利用の承認をしない。 1 特別利用の目的がアイヌ総合センターの設置目的に反するとき 2 特別利用により資料の保存に悪影響が生じるおそれがあると認められるとき 3 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき 4 その他アイヌ総合センターの管理運営上支障があると認められるとき | | |
| 標準処理期間 | 総期間 | 5日・丹 | (注：休日は含まない。) |
| | 経由機関 | 日・月 | () |
| | 協議機関 | 日・月 | () |
| | 処分機関 | 5日・丹 | (道立アイヌ総合センター) |
| 処分担当課 | 道立アイヌ総合センター (電話番号：011-221-0462) (指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会) | | |
| 申請先 | 同上 (電話番号：011-221-0462) | | |
| 問い合わせ先 | 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 (電話番号：011-204-5185 [直通]) | | |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/shinsakijun.htm) | | |